

令和 7 年 度

長門市内部統制評価報告書審査意見書

長 門 市 監 査 委 員



長 監 査 委 第 34 号
令和 8 年 9 月 4 日

長門市長 江原 達也 様

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 江原 健二

令和 7 年度長門市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度長門市内部統制評価報告書について、長門市監査委員監査基準に準拠して審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度長門市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度長門市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、市長が作成した報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討し審査するものである。

（１）評価手続に係る記載の審査

ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

イ 評価項目に対する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

（２）評価結果に係る記載の審査

ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

報告書について、市長及び内部統制評価部署から報告を受け、「長門市監査委員監査基準」に準拠し、及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

4 審査の時期

令和 8 年 7 月 9 日から同年 8 月 31 日まで

5 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

6 備考

当年度においては、軽微の不備が 19 件報告されている。このことは、昨年度より、対象部署が全部署となったこともあるが、依然として、件数が減らな

い傾向にあり、定期監査においても、過年度と同様の事務処理誤りの指摘を行っているところである。

内部統制制度を効果的に整備・運用するためには、管理職をはじめ職員一人ひとりの意識向上が最も重要である。

「長門市の内部統制に関する方針」に基づく制度運用を開始して、本年度で3年目を迎え、各部署においては、制度の内容や基本方針及び整備・運用方法等について、一定の浸透はしているものと推察する。

次年度以降については、各部署において、管理職のマネジメントの元、個々のリスク及びそのリスク対応策について、より注力して把握し、内部統制の目的である「業務の効率的かつ効果的な遂行」・「財務報告等の信頼性の確保」・「業務に関わる法令等の遵守」・「資産の保全」の実現に向け、日々の業務において、引き続き実践していただきたい。